



令和 7 年 12 月

得意先 各位

バイエル クロップサイエンス株式会社  
マーケティング本部

イミダクロプリド再評価終了に伴う登録内容の変更について（事前周知）

拝啓

時下ますますご隆盛のこととお喜び申し上げます。平素は格別なご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成 30 年の農薬取締法の改正により導入された再評価制度により、イミダクロプリドの再評価の審査が進んでおります。これに伴い、下記の農薬につきましては別紙に示す通り登録内容が変更される見込みです。

本周知は、再評価に伴い、使用方法の制限、蜜蜂への被害防止方法の変更及び農薬使用者への被害防止方法の変更等が予想される場合に事前にご案内申し上げるものです。今後追加で周知が必要となった場合には改めてご連絡いたします。

関係先への周知を賜りますよう、お願い申し上げます。

敬具

記

#### 対象となる農薬及び変更の内容

登録番号	農薬名	農薬の種類名	変更の内容
第 18211 号	アドマイヤー水和剤	イミダクロプリド水和剤	別紙 1 に記載
第 18218 号	アドマイヤー1粒剤	イミダクロプリド粒剤	別紙 2 に記載
第 18562 号	アドマイヤーフロアブル	イミダクロプリド水和剤	別紙 3 に記載
第 20342 号	アドマイヤー顆粒水和剤	イミダクロプリド水和剤	別紙 4 に記載

お問い合わせ先：バイエルクロップサイエンス株式会社  
お客様相談室  
電話番号 0120-575-078

以上

(別紙 1)

## アドマイヤー水和剤

### ① 蜜蜂への被害防止に関する変更

蜜蜂への被害防止に関して、蜜蜂に係る被害防止方法の追加、適用表の整理及び注意事項の変更がなされる。

#### 1) 蜜蜂に係る適用表の整理及び被害防止方法の追加 (変更部分抜粋)

現在の登録内容			再評価後に見込まれる登録内容			
作物名	使用時期	使用方法	作物名	使用時期	使用方法	蜜蜂に係る被害防止方法
りんご	収穫3日前まで (ただし、露地栽培については発芽期から開花期を除く)	散布	りんご	収穫3日前まで	散布	A
なし	収穫3日前まで (ただし、露地栽培については発芽期から開花期を除く)	散布	なし	収穫3日前まで	散布	A
もも	収穫3日前まで (ただし、露地栽培については発芽期から開花期を除く)	散布	もも	収穫3日前まで	散布	A
ネクタリン	収穫14日前まで (ただし、露地栽培については発芽期から開花期を除く)	散布	ネクタリン	収穫14日前まで	散布	A
ぶどう	収穫21日前まで (ただし、露地栽培については発芽期から開花期を除く)	散布	ぶどう	収穫21日前まで	散布	A
かき	収穫7日前まで (ただし、露地栽培については発芽期から開花期を除く)	散布	かき	収穫7日前まで	散布	A
うめ	収穫21日前まで (ただし、露地栽培については発芽期から開花期を除く)	散布	うめ	収穫21日前まで	散布	A
すもも	収穫21日前まで (ただし、露地栽培については発芽期から開花期を除く)	散布	すもも	収穫21日前まで	散布	A
くり	収穫7日前まで (ただし、露地栽培については発芽期から開花期を除く)	散布	くり	収穫7日前まで	散布	A
マンゴー	収穫14日前まで	散布	マンゴー	収穫14日前まで	散布	A
ばれいしょ	収穫14日前まで	散布	ばれいしょ	収穫14日前まで	散布	—
		無人航空機による散布			無人航空機による散布	B
きゅうり (施設栽培)	収穫前日まで	散布	きゅうり	収穫前日まで	散布	C

すいか	収穫3日前まで (ただし、露地栽培について は着果後)	散布	すいか	収穫3日前まで	散布	D
メロン	収穫3日前まで (ただし、露地栽培について は着果後)	散布	メロン	収穫3日前まで	散布	D
にがうり (施設栽培)	収穫前日まで	散布	にがうり	収穫前日まで	散布	C
ピーマン (施設栽培)	収穫前日まで	散布	ピーマン	収穫前日まで	散布	C

A : 閉鎖系施設栽培（側面及び上面が被覆されており、密閉可能な施設）での使用または発芽（萌芽）～落花（開花終了）までを除く期間の使用に限る。

B : 開花期を除く期間での使用に限る。

C : 閉鎖系施設栽培（側面及び上面が被覆されており、密閉可能な施設）での使用に限る。

D : 閉鎖系施設栽培（側面及び上面が被覆されており、密閉可能な施設）での使用または着果後の使用に限る。閉鎖系施設栽培以外では、開花している場合は摘花してから使用し、使用後は開花期終了まで摘花する。

－ : 蜜蜂に係る被害防止方法の設定なし

## 2) 蜜蜂に係る注意事項の変更

### (現在の注意事項)

- ミツバチ及び野生ハナバチ類に対して影響があるので、以下のことに注意すること。
- ミツバチの巣箱及びその周辺に飛散するおそれがある場合には使用しないこと。
- 受粉促進を目的としてミツバチ等を放飼中の施設や果樹園等では使用をさけること。
- 関係機関（都道府県の農薬指導部局や地域の農業団体等）に対して、周辺で養蜂が行われているかを確認し、養蜂が行われている場合は、関係機関へ農薬使用に係る情報を提供し、ミツバチの危害防止に努めること。
- 開花期終了後に使用する場合、適用作物の花弁の大部分が落下又は乾燥するか、花が閉じてから使用すること。
- 施設栽培と記載のある作物に使用する場合、外部からミツバチ及び野生ハナバチ類が入らない形態の施設等で使用すること。
- メロン、すいかの露地栽培の場合、着果後は可能な限り摘花に努めること。

### (再評価後に見込まれる注意事項)

- ミツバチの巣箱及びその周辺にかかるないようにすること。無人航空機による散布でそれらに飛散するおそれがある場合には使用しないこと。
- 受粉促進を目的としてミツバチ等を放飼中の施設や果樹園等では使用をさける

こと。

- 関係機関（都道府県の農薬指導部局や地域の農業団体等）に、周辺で養蜂が行われているかを確認し、養蜂が行われている場合は、関係機関へ農薬の散布時期などの情報を提供し、ミツバチの危害防止に努めること。

## ② 農薬使用者への被害防止に関する変更

農薬使用者への被害防止に関して、農薬使用者に係る被害防止方法(防護装備)の追加及び注意事項の変更がなされる。

### (現在の登録内容)

現在の農薬使用者への被害防止に関する注意事項は以下のとおりとなっている。

- 敷液調製時及び散布の際は保護眼鏡を着用
- 使用の際は防護マスク、不浸透性手袋、不浸透性防除衣などを着用
- 常温煙霧の薬剤処理中はハウス内に入らないこと。また、薬剤処理終了後はハウスを開放し、十分換気した後に入室すること。

### (再評価後に見込まれる登録内容)

再評価後には、上述の注意事項に代わり、適用作物毎に以下の農薬使用者に係る被害防止方法(防護装備)が設定されると見込まれる。

#### 【薬剤調製者】

- うめ、すもも、マンゴー、稻(箱育苗)、ばれいしょ、きゅうり、すいか、メロン、にがうり、トマト、なす、ピーマン、てんさい、茶、たばこ、ぶどう(使用方法：常温煙霧)：保護眼鏡
- りんご、なし、もも、ネクタリン、ぶどう(使用方法：散布)、かき、くり：保護眼鏡、不浸透性手袋
- 湛水直播水稻、小麦：保護眼鏡、農薬用マスク、不浸透性手袋

#### 【散布者】

- 稻(箱育苗)、ばれいしょ(使用方法：無人航空機による散布)、てんさい、きゅうり(使用方法：常温煙霧)、なす(使用方法：常温煙霧)、ぶどう(使用方法：常温煙霧)：保護眼鏡、長ズボン・長袖の作業衣
- ばれいしょ(使用方法：散布)、きゅうり(使用方法：散布)、すいか、メロン、にがうり、トマト、なす(使用方法：散布)、ピーマン、茶、たばこ：長ズボン・長袖の作業衣
- りんご、もも、ネクタリン、かき、うめ、すもも、くり、マンゴー：不浸透性手

袋、長ズボン・長袖の作業衣

- なし、ぶどう（使用方法：散布）：不浸透性手袋、不浸透性防除衣
- 湿水直播水稻、小麦：保護眼鏡、農薬用マスク、不浸透性手袋、長ズボン・長袖の作業衣

【その他】

- 夕刻から常温煙霧し、常温煙霧中はハウスへ入らないこと。また、翌朝の常温煙霧終了後はハウスを開放し、十分換気をした後に入室すること。

その他の使用時安全上の注意事項の変更は再評価終了後弊社 HP などをご参照ください。

## アドマイヤー1粒剤

### ① 蜜蜂への被害防止に関する変更

蜜蜂への被害防止に関して、蜜蜂に係る被害防止方法の追加及び注意事項の変更がなされる。

#### 1) 蜜蜂に係る被害防止方法の追加

- かんきつ(苗木)：閉鎖系施設栽培（側面及び上面が被覆されており、密閉可能な施設）以外では、開花している場合は摘花してから使用し、使用後は開花期終了まで摘花する。
- れんこん：閉鎖系施設栽培（側面及び上面が被覆されており、密閉可能な施設）以外で使用する場合は、花茎伸長期までの使用または開花期終了後の使用に限る。
- つつじ類、樹木類(つつじ類を除く)：閉鎖系施設栽培（側面及び上面が被覆されており、密閉可能な施設）での使用または発芽(萌芽)～落花(開花終了)までを除く期間の使用に限る。
- 花き類・観葉植物(きく、ばら、ペチュニア、レザーファンを除く)：開花前に収穫する作物以外で3kg/10aを超える場合は、閉鎖系施設栽培（側面及び上面が被覆されており、密閉可能な施設）での使用または開花期終了後の使用に限る。
- きく(使用方法：株元散布)、ばら、ポインセチア(使用方法：株元散布)：3kg/10aを超える場合は、閉鎖系施設栽培（側面及び上面が被覆されており、密閉可能な施設）での使用または開花期終了後の使用に限る。

#### 2) 蜜蜂に係る注意事項の変更

##### (現在の注意事項)

- ミツバチに対して影響があるので、ミツバチの巣箱及びその周辺にかられないようすること。本剤の作物への処理後、ミツバチの訪花活動に影響を及ぼす恐れがあるので注意すること。

##### (再評価後に見込まれる注意事項)

- ミツバチの巣箱及びその周辺にかられないようにすること。
- 関係機関（都道府県の農業指導部局や地域の農業団体等）に、周辺で養蜂が行われているかを確認し、養蜂が行われている場合は、関係機関へ農薬の散布時期などの情報を提供し、ミツバチの危害防止に努めること。

## ② 農薬使用者への被害防止に関する変更

農薬使用者への被害防止に関して、農薬使用者に係る被害防止方法(防護装備)の追加及び注意事項の変更がなされる。

### (現在の登録内容)

現在の農薬使用者への被害防止に関する注意事項は以下のとおりとなっている。

- 使用の際は農薬用マスク、手袋、長ズボン・長袖の作業衣などを着用

### (再評価後に見込まれる登録内容)

再評価後には、上述の注意事項に代わり、適用作物毎に以下の農薬使用者に係る被害防止方法(防護装備)が設定されると見込まれる。

#### 【散布者】

- 稲、かんきつ(苗木)、えだまめ、豆類(未成熟、ただし、えだまめ、さやいんげん、未成熟そらまめを除く)、さやいんげん、未成熟そらまめ、きゅうり、すいか、メロン、かぼちゃ、にがうり、まくわうり、トマト、ミニトマト、ピーマン、とうがらし類、なす、わけぎ、あさつき、ねぎ、はくさい、キャベツ、ブロッコリー、レタス、だいこん、ほうれんそう、かぶ、ごぼう、いちご、パセリ、こんにゃく、さといも、さといも(葉柄)、ばれいしょ、れんこん、かんしょ、やまいも、やまいも(むかご)、にら、にら(花茎)、じゅんさい、ごま、花き類・観葉植物(きく、ばら、ペチュニア、レザーファンを除く)、きく、ばら、ペチュニア、レザーファン、ポインセチア、つつじ類、樹木類(つつじ類を除く)、たばこ：長ズボン・長袖の作業衣

その他の使用時安全上の注意事項の変更は再評価終了後弊社 HP などをご参照ください。

## ③ 総使用回数の変更

以下の総使用回数の変更が予定されている(本剤の使用方法については変更なし)。

	作物名	適用 病害虫名	使用量	使用時期	本剤の 使用回数	使用方法	イダクロプリドを含む農薬の 総使用回数
現在の登録内容	ほうれんそう	アブラムシ類	4kg/10a	は種時	1回	播溝土壤 混和	3回以内(は種時の土壤混和 は1回以内、散布は2回以内)
再評価後に見込まれる登録内容	ほうれんそう	アブラムシ類	4kg/10a	は種時	1回	播溝土壤 混和	2回以内(は種時の土壤混和 は1回以内、散布は1回以内)

下線部：変更箇所

(別紙3)

アドマイヤーフロアブル

① 使用方法の制限

以下の使用方法の制限が予定されている。

	作物名	適用 病害虫名	希釗倍数	使用液量	使用時期	本剤の 使用回 数	使用 方法	イダ・クロブリド を含む農薬の 総使用回数
現在の登録内容	ほうれんそう	アブラムシ類 アザミカ類 ウリハムシモドキ	4000倍	100～300 L/10a	収穫前日 まで	2回 以内	散布	3回以内(は種時の土 壤混和は1回以内、 散布は2回以内)
再評価後に見込 まれる登録内容	ほうれんそう	ア布拉ムシ類 アザミカ類 ウリハムシモドキ	4000倍	100～300 L/10a	収穫7日前 まで	1回	散布	2回以内(は種時の土 壤混和は1回以内、 散布は1回以内)

下線部：変更箇所

② 蜜蜂への被害防止に関する変更

蜜蜂への被害防止に関して、蜜蜂に係る被害防止方法の追加、適用表の整理及び注意事項の変更がなされる。

1) 蜜蜂に係る適用表の整理及び被害防止方法の追加 (変更部分抜粋)

現在の登録内容			再評価後に見込まれる登録内容			
作物名	使用時期	使用方法	作物名	使用時期	使用方法	蜜蜂に係る 被害防止方法
びわ	収穫7日前まで (ただし、露地栽培については発芽期から開花期を除く)	散布	びわ	収穫7日前まで	散布	A
もも	収穫3日前まで (ただし、露地栽培については発芽期から開花期を除く)	散布	もも	収穫3日前まで	散布	A
なし	収穫3日前まで (ただし、露地栽培については発芽期から開花期を除く)	散布	なし	収穫3日前まで	散布	A
あんず	収穫7日前まで (ただし、露地栽培については発芽期から開花期を除く)	散布	あんず	収穫7日前まで	散布	A
ぶどう	収穫21日前まで (ただし、露地栽培については発芽期から開花期を除く)	散布	ぶどう	収穫21日前まで	散布	A
かんきつ	収穫14日前まで (ただし、露地栽培については発芽期から開花期を除く)	散布	かんきつ	収穫14日前まで	散布	A
		無人航空機 による散布			無人航空機 による散布	A

キウイ フルーツ	収穫前日まで (ただし、露地栽培については 発芽期から開花期を除く)	散布	キウイ フルーツ	収穫前日まで	散布	A
アセロラ	収穫7日前まで	散布	アセロラ	収穫7日前まで	散布	A
キノア	収穫7日前まで	散布	キノア	収穫7日前まで	散布	B
れんこん	収穫14日前まで (ただし、露地栽培については 開花期終了後)	散布	れんこん	収穫14日前まで	散布	B
うど	根株養成期 但し、収穫60日前まで	散布	うど	根株養成期 但し、収穫60日 前まで	散布	C
きゅうり (施設栽培)	収穫前日まで	散布	きゅうり	収穫前日まで	散布	D
メロン	収穫3日前まで (ただし、露地栽培については 着果後)	散布	メロン	収穫3日前まで	散布	E
かぼちゃ	収穫前日まで (ただし、露地栽培については 着果後)	散布	かぼちゃ	収穫前日まで	散布	E
すいか	収穫3日前まで (ただし、露地栽培については 着果後)	散布	すいか	収穫3日前まで	散布	E
ピーマン (施設栽培)	収穫前日まで	散布	ピーマン	収穫前日まで	散布	D
オクラ (施設栽培)	収穫前日まで	散布	オクラ	収穫前日まで	散布	D
しそ	収穫3日前まで	散布	しそ	収穫3日前まで	散布	F
しそ科葉菜 類(しそを除 く)	収穫7日前まで	散布	しそ科葉菜 類(しそを除 く)	収穫7日前まで	散布	G
しそ(花穂)	収穫7日前まで	散布	しそ(花穂)	収穫7日前まで	散布	D
アスパラガス	収穫前日まで	散布	アスパラガス	収穫前日まで	散布	I
未成熟 そらまめ	収穫7日前まで (ただし、露地栽培については 開花期終了後)	散布	未成熟 そらまめ	収穫7日前まで	散布	B
未成熟ささげ (施設栽培)	収穫前日まで	散布	未成熟ささげ	収穫前日まで	散布	D
さんしょう (葉)	収穫14日前まで	散布	さんしょう (葉)	収穫14日前まで	散布	A
食用さくら (葉)	収穫3日前まで	散布	食用さくら (葉)	収穫3日前まで	散布	A
食用プリムラ	収穫14日前まで	散布	食用プリムラ	収穫14日前まで	散布	D
食用かえで (葉)	収穫14日前まで	散布	食用かえで (葉)	収穫14日前まで	散布	A
きく(葉) (施設栽培)	収穫14日前まで	散布	きく(葉)	収穫14日前まで	散布	D
食用ぎく (施設栽培)	収穫7日前まで	散布	食用ぎく	収穫7日前まで	散布	D
きく (施設栽培)	発生初期	散布	きく	発生初期	散布	D
花き類・ 観葉植物 (きくを除く)	発生初期	散布	花き類・ 観葉植物 (きくを除く)	発生初期	散布	H

ポイントセチア (施設栽培)	発生初期	散布	ポイントセチア	発生初期	散布	D
つつじ類	発生初期 (ただし、露地栽培については発芽期から開花期を除く)	散布	つつじ類	発生初期	散布	A
	発生前	株元灌注		発生前	株元灌注	A
かえで	発生前	株元灌注	かえで	発生前	株元灌注	A
デイゴ	発生初期 (ただし、露地栽培については発芽期から開花期を除く)	散布	デイゴ	発生初期	散布	A

A : 閉鎖系施設栽培（側面及び上面が被覆されており、密閉可能な施設）での使用または発芽（萌芽）～落花（開花終了）までを除く期間の使用に限る。

B : 閉鎖系施設栽培（側面及び上面が被覆されており、密閉可能な施設）での使用または開花期終了後の使用に限る。

C : 開花している場合は摘花してから使用し、使用後は開花期終了まで摘花する。

D : 閉鎖系施設栽培（側面及び上面が被覆されており、密閉可能な施設）での使用に限る。

E : 閉鎖系施設栽培（側面及び上面が被覆されており、密閉可能な施設）での使用または着果後の使用に限る。閉鎖系施設栽培以外では、開花している場合は摘花してから使用し、使用後は開花期終了まで摘花する。

F : 閉鎖系施設栽培（側面及び上面が被覆されており、密閉可能な施設）以外で使用する場合、開花させない。

G : 閉鎖系施設栽培（側面及び上面が被覆されており、密閉可能な施設）以外で使用する場合、えごま(葉)及びバジルについては、開花させない、それ以外の作物については、発芽(萌芽)～落花(開花終了)までを除く期間の使用に限る。

H : 開花前に収穫する作物以外は、閉鎖系施設栽培（側面及び上面が被覆されており、密閉可能な施設）での使用または開花期終了後の使用に限る。

I : 閉鎖系施設栽培（側面及び上面が被覆されており、密閉可能な施設）以外で使用する場合、立茎開始前または開花期終了後の使用に限る。

## 2) 蜜蜂に係る注意事項の変更

### (現在の注意事項)

- ミツバチ及び野生ハナバチ類に対して影響があるので、以下のことに注意すること。
- ミツバチの巣箱及びその周辺に飛散するおそれがある場合には使用しないこと。
- 受粉促進を目的としてミツバチ等を放飼中の施設や果樹園等では使用をさけること。
- 関係機関（都道府県の農薬指導部局や地域の農業団体等）に対して、周辺で養蜂が行われているかを確認し、養蜂が行われている場合は、関係機関へ農薬使用に係る情報を提供し、ミツバチの危害防止に努めること。
- 開花期終了後に使用する場合、適用作物の花弁の大部分が落下又は乾燥する

か、花が閉じてから使用すること。

- 施設栽培と記載のある作物に使用する場合、外部からミツバチ及び野生ハナバチ類が入らない形態の施設等で使用すること。
- メロン、すいか、かぼちゃの露地栽培の場合、着果後は可能な限り摘花に努力すること。
- しそ、しそ科葉菜類(しそを除く)に露地栽培で使用する場合、収穫後は開花期前に植物体を撤去すること。
- 花き類・観葉植物のうち、開花する植物に露地栽培で使用する場合は、開花期終了後に使用すること。

#### (再評価後に見込まれる注意事項)

- ミツバチの巣箱及びその周辺にかかるないようにすること。無人航空機による散布でそれらに飛散するおそれがある場合には使用しないこと。
- 受粉促進を目的としてミツバチ等を放飼中の施設や果樹園等では使用をさけること。
- 関係機関（都道府県の農薬指導部局や地域の農業団体等）に、周辺で養蜂が行われているかを確認し、養蜂が行われている場合は、関係機関へ農薬の散布時期などの情報を提供し、ミツバチの危害防止に努めること。

#### ③ 農薬使用者への被害防止に関する変更

農薬使用者への被害防止に関して、農薬使用者に係る被害防止方法(防護装備)の追加及び注意事項の変更がなされる。

#### (現在の登録内容)

現在の農薬使用者への被害防止に関する注意事項は以下のとおりとなっている。

- 散布の際は防護マスク、手袋、不浸透性防除衣などを着用

#### (再評価後に見込まれる登録内容)

再評価後には、上述の注意事項に代わり、適用作物毎に以下の農薬使用者に係る被害防止方法(防護装備)が設定されると見込まれる。

#### 【薬剤調製者】

- びわ、かんきつ、キウイフルーツ、いちょう（種子）、デイゴ：不浸透性手袋

#### 【散布者】

- アセロラ、アマランサス(茎葉)、キノア、キャベツ、はくさい、ブロッコリー、

畑わさび、わさび、だいこん、みずな、非結球メキャベツ、メキャベツ、非結球レタス、レタス、葉ごぼう、ごぼう、ほうれんそう、ふだんそう、エンダイブ、たまねぎ、ねぎ、わけぎ、あさつき、モロヘイヤ、くわい、れんこん、せり科葉菜類(コリアンダー(葉)、セルリー、パセリ、みつば、せりを除く)、コリアンダー(葉)、パセリ、セルリー、うど、きゅうり、メロン、なす、かぼちゃ、すいか、ピーマン、トマト、ミニトマト、オクラ、しそ、しそ科葉菜類(しそを除く)、しそ(花穂)、ふき、ふき(ふきのとう)、アスパラガス、やなぎたで、未成熟そらまめ、未成熟ささげ、はまぼうふう(葉)、さんしょう(葉)、食用さくら(葉)、食用プリムラ、食用かえで(葉)、きく(葉)、食用ぎく、きく、花き類・観葉植物(きくを除く)、ポインセチア、つつじ類、かえで：長ズボン・長袖の作業衣

- もも、なし、あんず、ぶどう、ピタヤ：不浸透性手袋、長ズボン・長袖の作業衣
- びわ、かんきつ、いちょう(種子)、デイゴ：不浸透性手袋、フード付き不浸透性防除衣
- キウイフルーツ：農薬用マスク、不浸透性手袋、フード付き不浸透性防除衣

その他の使用時安全上の注意事項の変更は再評価終了後弊社 HP などをご参照ください。

(別紙4)

### アドマイヤー顆粒水和剤

#### ① 使用方法の制限

以下の使用方法の制限が予定されている。

	作物名	適用 病害虫名	希釗倍数	使用液量	使用時期	本剤の 使用回 数	使用 方法	バダクロブリド を含む農薬の 総使用回数
現在の登録内容	ほうれんそう	アブラムシ類	10000倍	100～300 L/10a	収穫前日 まで	2回 以内	散布	3回以内(は種時の土 壤混和は1回以内、 散布は2回以内)
再評価後に見込 まれる登録内容	ほうれんそう	ア布拉ムシ類	10000倍	100～300 L/10a	収穫7日前 まで	1回	散布	2回以内(は種時の土 壤混和は1回以内、 散布は1回以内)

下線部：変更箇所

#### ② 蜜蜂への被害防止に関する変更

蜜蜂への被害防止に関して、蜜蜂に係る被害防止方法の追加、適用表の整理及び注意事項の変更がなされる。

##### 1) 蜜蜂に係る適用表の整理及び被害防止方法の追加 (変更部分抜粋)

現在の登録内容			再評価後に見込まれる登録内容			
作物名	使用時期	使用方法	作物名	使用時期	使用方法	蜜蜂に係る 被害防止方法
かんきつ	収穫14日前まで (ただし、露地栽培について は発芽期から開花期を除く)	散布	かんきつ	収穫14日前まで	散布	A
りんご	収穫3日前まで (ただし、露地栽培について は発芽期から開花期を除く)	散布	りんご	収穫3日前まで	散布	A
うめ	収穫21日前まで (ただし、露地栽培について は発芽期から開花期を除く)	散布	うめ	収穫21日前まで	散布	A
すもも	収穫21日前まで (ただし、露地栽培について は発芽期から開花期を除く)	散布	すもも	収穫21日前まで	散布	A
なし	収穫3日前まで (ただし、露地栽培について は発芽期から開花期を除く)	散布	なし	収穫3日前まで	散布	A
もも	収穫3日前まで (ただし、露地栽培について は発芽期から開花期を除く)	散布	もも	収穫3日前まで	散布	A

ネクタリン	収穫14日前まで (ただし、露地栽培について は発芽期から開花期を除く)	散布	ネクタリン	収穫14日前まで	散布	A
ぶどう	収穫21日前まで (ただし、露地栽培について は発芽期から開花期を除く)	散布	ぶどう	収穫21日前まで	散布	A
かき	収穫7日前まで (ただし、露地栽培について は発芽期から開花期を除く)	散布	かき	収穫7日前まで	散布	A
マンゴー	収穫14日前まで	散布	マンゴー	収穫14日前まで	散布	A
パッション フルーツ	収穫7日前まで	散布	パッション フルーツ	収穫7日前まで	散布	A
アテモヤ	収穫7日前まで	散布	アテモヤ	収穫7日前まで	散布	A
ピーマン (施設栽培)	収穫前日まで	散布	ピーマン	収穫前日まで	散布	B
とうがらし類	収穫前日まで (ただし、露地栽培について は開花期終了後)	散布	とうがらし類	収穫前日まで	散布	C
きゅうり (施設栽培)	収穫前日まで	散布	きゅうり	収穫前日まで	散布	B
すいか	収穫3日前まで (ただし、露地栽培について は着果後)	散布	すいか	収穫3日前まで	散布	E
メロン	収穫3日前まで (ただし、露地栽培について は着果後)	散布	メロン	収穫3日前まで	散布	E
にがうり (施設栽培)	収穫前日まで	散布	にがうり	収穫前日まで	散布	B
かぼちゃ	収穫前日まで (ただし、露地栽培について は着果後)	散布	かぼちゃ	収穫前日まで	散布	E
ばれいしょ	収穫14日前まで	散布 無人航空機 による散布	ばれいしょ	収穫14日前まで	散布 無人航空機 による散布	— D
みしまさいこ	収穫30日前まで	散布	みしまさいこ	収穫30日前まで	散布	A
豆類 (未成熟、た だし、未成 熟そらまめ を除く)	収穫前日まで (ただし、露地栽培について は開花期終了後)	散布	豆類 (未成熟、た だし、未成 熟そらまめ を除く)	収穫前日まで	散布	C
未成熟 そらまめ	収穫7日前まで (ただし、露地栽培について は開花期終了後)	散布	未成熟 そらまめ	収穫7日前まで	散布	C
アスパラガス	収穫前日まで	散布	アスパラガス	収穫前日まで	散布	F
きく (施設栽培)	発生初期	散布	きく	発生初期	散布	B
げっつきつ	発生初期 (ただし、露地栽培について は発芽期から開花期を除く)	散布	げっつきつ	発生初期	散布	A

A：閉鎖系施設栽培（側面及び上面が被覆されており、密閉可能な施設）での使用または発芽（萌芽）～落花（開花終了）までを除く期間の使用に限る。

B：閉鎖系施設栽培（側面及び上面が被覆されており、密閉可能な施設）での使用に限る。

C：閉鎖系施設栽培（側面及び上面が被覆されており、密閉可能な施設）での使用または開花期終了後の使用に限る。

D：開花期を除く期間での使用に限る。

E：閉鎖系施設栽培（側面及び上面が被覆されており、密閉可能な施設）での使用または着果後の使用に限る。閉鎖系施設栽培以外では、開花している場合は摘花してから使用し、使用後は開花期終了まで摘花する。

F：閉鎖系施設栽培（側面及び上面が被覆されており、密閉可能な施設）以外で使用する場合、立莖開始前または開花期終了後の使用に限る。

－：蜜蜂に係る被害防止方法の設定なし

## 2) 蜜蜂に係る注意事項の変更

### (現在の注意事項)

- ミツバチ及び野生ハナバチ類に対して影響があるので、以下のことに注意すること。
- ミツバチの巣箱及びその周辺に飛散するおそれがある場合には使用しないこと。
- 受粉促進を目的としてミツバチ等を放飼中の施設や果樹園等では使用をさけること。
- 関係機関（都道府県の農薬指導部局や地域の農業団体等）に対して、周辺で養蜂が行われているかを確認し、養蜂が行われている場合は、関係機関へ農薬使用に係る情報を提供し、ミツバチの危害防止に努めること。
- 開花期終了後に使用する場合、適用作物の花弁の大部分が落下又は乾燥するか、花が閉じてから使用すること。
- 施設栽培と記載のある作物に使用する場合、外部からミツバチ及び野生ハナバチ類が入らない形態の施設等で使用すること。
- メロン、すいか、かぼちゃの露地栽培の場合、着果後は可能な限り摘花に努めること。
- みょうが(茎葉)に露地栽培で使用する場合、花穂を収穫すること。

### (再評価後に見込まれる注意事項)

- ミツバチの巣箱及びその周辺にかかるないようにすること。無人航空機による散布でそれらに飛散するおそれがある場合には使用しないこと。
- 受粉促進を目的としてミツバチ等を放飼中の施設や果樹園等では使用をさけること。
- 関係機関（都道府県の農薬指導部局や地域の農業団体等）に、周辺で養蜂が行われているかを確認し、養蜂が行われている場合は、関係機関へ農薬の散布時期などの情報を提供し、ミツバチの危害防止に努めること。

### ③ 農薬使用者への被害防止に関する変更

農薬使用者への被害防止に関して、農薬使用者に係る被害防止方法(防護装備)の追加及び注意事項の変更がなされる。

#### (現在の登録内容)

現在の農薬使用者への被害防止に関する注意事項は以下のとおりとなっている。

- 使用の際は防護マスク、不浸透性手袋、不浸透性防除衣などを着用

#### (再評価後に見込まれる登録内容)

再評価後には、上述の注意事項に代わり、適用作物毎に以下の農薬使用者に係る被害防止方法(防護装備)が設定されると見込まれる。

##### 【薬剤調製者】

- 湛水直播水稻、乾田直播水稻：農薬用マスク、不浸透性手袋

##### 【散布者】

- 稲(箱育苗)、小麦、なす、ピーマン、とうがらし類、トマト、ミニトマト、きゅうり、すいか、メロン、にがうり、かぼちゃ、なばな類、はくさい、キャベツ、かぶ、ばれいしょ、さといも、さといも(葉柄)、かんしょ、やまのいも、てんさい、みょうが(花穂)、みょうが(茎葉)、ねぎ、たまねぎ、すいぜんじな、にんじん、みしまさいこ、豆類(未成熟、ただし、未成熟そらまめを除く)、未成熟そらまめ、レタス、ほうれんそう、みつば、食用ゆり、こんにゃく、アスパラガス、きく：長ズボン・長袖の作業衣
- かんきつ、りんご、うめ、すもも、もも、ネクタリン、かき、マンゴー、パッショングルーツ、アテモヤ、げっつきつ：不浸透性手袋、長ズボン・長袖の作業衣
- なし、ぶどう：不浸透性手袋、不浸透性防除衣
- 湛水直播水稻、乾田直播水稻：農薬用マスク、不浸透性手袋、長ズボン・長袖の作業衣

その他の使用時安全上の注意事項の変更は再評価終了後弊社 HP などをご参照ください。